

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22730022

研究課題名(和文) 国際金融市場規制法における政策の形成・実施・執行過程に対する公法学的・動態的分析

研究課題名(英文) Research on the Policy-making and Enforcement Process in the International Financial Regulation Law from the Perspective of the Public Law

研究代表者

原田 大樹 (Harada, Hiroki)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：90404029

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円、(間接経費) 690,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、政策実現過程のグローバル化が著しい国際金融市場規制法を素材に、これに対応する公法法理の模索を試みるものである。

国際金融市場規制は銀行分野・証券分野・保険分野に大別され、いずれの分野でも国際的な政策内容の協調を図るために、所管行政機関等の代表者から構成される国際的な行政ネットワークが発達している。その理由は、一方では規制の内容を一定程度平準化しなければ、規制の弱い国に被規制者が逃避して規制の実効性が保てなくなること、他方では規制の執行リソースを依然として各国が保持しており、国家行政組織の執行協力という枠組がなお維持されなければならないところにある。

研究成果の概要(英文)：This research program tried to clarify new approaches of the public law scholarship referring to the international financial market regulation law which has been heavily influenced by the globalization of policy-making and enforcement. There has developed international administrative networks which consist of responsible public officials from each state in order to coordinate policy goals in the banking, securities and insurance regulations. This form of international cooperation has been chosen, because the convergence of policy goals is essential for preventing capital flights to states which have little regulation on the one hand, and only the state has enforcement resources on the other hand.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学

キーワード：国際金融市場 格付機関 適合性評価 復興特区 TPP 正統化 正統性

## 1. 研究開始当初の背景

2008年に発生したリーマンショックを契機に、国際金融市場はこれまでにない大混乱に陥った。この出来事は、実体経済に対して金融市場が大きな影響を与えようことを改めて認識させると共に、国境を超えた金融取引に対してどのような規制枠組を設定し、どのように執行すべきかという喫緊の課題を突きつけるものともなった。

国際金融市場規制において大きな問題となるのは、規制主体の多層性である。特に銀行規制に対しては、バーゼル銀行監督委員会が以前から活発に活動し、この分野における国際機構の役割の重要性を実証してきた。また証券市場においては、国内における規制行政機関による規制のみならず、取引所をはじめとする民間自主規制が各国で発達している。このように、国際市場規制法においては規制者としての国家の役割が相対的なものになっており、政策実現の過程が国境を超えて展開する政策実現過程のグローバル化を検証するのに相応しい法分野と言える。

## 2. 研究の目的

本研究は、国際金融市場規制法(具体的には銀行・証券・保険の各分野)に対する規制の政策調整過程(政策形成・実施・執行過程)の現状を公法学的な問題関心から動態的な視点をもって分析した上で、行政法一般理論へのフィードバックと、あるべき国際金融市場規制法の制度設計論を提示することを目的とするものである。

(1) 政策形成の局面では、国際機構(バーゼル銀行監督委員会・証券監督者国際機構・保険監督者国際機構など)の強い影響が認められる点に国際金融市場規制法の特色がある。また、政策内容の柔軟性の確保や、国家主権との抵触を回避する目的から、ソフト・ロー的な手法が多用されている。あるいは、国際会計基準審議会のように、民間の国際組織が政策形成の中核を担っていることもある。これに対しては公法学の観点から、政策内容形成に対する民主的コントロール・民主的正統性の問題の解決や、政策形成過程における透明性の確保が、喫緊の課題として提示できる。

(2) 政策実施の局面では、国際レベルで形成された規制基準がどのように国内法として通用するが主要な関心事となる。この点につきドイツでは、国際機構によって策定された基準がEU/ECレベルでの手続(いわゆるLamfalussy手続)を経てヨーロッパ法(規則・指令等)として通用するしくみが広く見られる。他方、日本では、行政立法・行政規則のレベルでの対応(例:バーゼル銀行監督

委員会のバーゼルIの国内法化)や、不確定法概念を媒介とする受容による操作(例:国際会計基準)が目立つ。これに対して公法学の立場からは、法律による行政の原理(とりわけ法律の留保)と国際的な規制基準との関係が議論されなければならない。確かに国際関係に関する事項では伝統的に議会の役割は限定的に解されてきた。しかし、国際レベルの基準の国内法に対する影響が以前と比較にならないほど強まっている現状からすれば、国際関係に関する事項における議会の役割や法律の機能を強化する必要性は高まっている。

(3) 政策執行の局面では、執行の効率性・有効性の確保のため、執行体制が分散化する傾向が見られる。比較法的に見れば、執政部門からの独立性が保障されたいわゆる独立規制機関が金融市場規制法の規制執行を担っていることが多い。また特に証券分野においては、証券取引所をはじめとする業界の自主規制が大きな役割を果たしている。事業者の活動規模のグローバル化に対応して、これらの分散的な執行組織間の執行協力が次第に発達しつつある。これに対して公法学の観点からは、政策執行過程全般に対するアカウントビリティの確保策が課題となる。また、自主規制が公法法理の潜脱手段として使われることのないように、自主規制活動に対する公法法理の段階的適用が検討されなければならない。

## 3. 研究の方法

本研究では、以下の3つの研究方法を採用することとした。

### (1) ドイツ法(EU/EC法)・英米法との比較法分析

国際金融市場規制は先進諸国が抱えている共時的課題であり、議論の深化を図るためには比較法分析が大きな役割を果たすと考えられる。ドイツ法は新たな学問的課題に対して理論的・体系的なアプローチを試みる傾向が強く、また日本の法制度との接合可能性が高い。ただしドイツ法はEU/EC法の強い影響下にあるため、その分析も必要となる。加えて国際金融市場のデファクト・スタンダードを形成している英米法の議論も踏まえることで、国際金融市場規制法の全体像の把握が可能になると考えられる。

### (2) 国際機構や国家の行政実務に注目する実態分析

国際金融市場規制法はその政策形成・実施・執行の各段階でインフォーマルな要素が多く、条文の形に現れているところだけではその全容を把握することが困難である。そこで、政治学・行政学などの隣接諸科学の知見や、国際機構・国家の行政実務に対するヒヤ

リング・インタビューなどを試みることで、実態の把握を進めた。

### (3) 隣接諸科学・隣接法分野との対話

国際金融市場規制の実態把握のためには政治学(特に国際政治学)や行政学との対話が不可欠である。また法政策論の基礎理論を構想するためには、経済学(特に「法と経済学」)との対話が必要となる。さらに、国際金融市場が多くの隣接法制度との接点を持っていることを踏まえれば、例えば国際経済法・国際租税法・財政法などの諸業績からも多くを学ぶ必要がある。国際金融市場規制法の法分野としての特色を明らかにするためには、国際環境法・国際社会保障法・資源エネルギー法などとの比較も有益である。

## 4. 研究成果

本研究の成果は以下の3点にまとめられる。

(1) 2008年の金融危機以降、銀行に対する規制を強化する動きが続いており、その中でバーゼル銀行監督委員会などの国際機構が果たす政策形成・調整機能が大きくなってきている(例:バーゼル III の成立)。このことは国内法の場面においては、法治主義や民主主義と国際的ルールとの緊張関係をより高める結果になっている。そこで、解決の方向性としては、国際レベルにおける政策・規範形成における(広い意味での)「正統性」を高めること、国内レベルにおける国際ルールの(広い意味での)「実施」の手続的・実体的な枠組(ある種のメタルール)を設定することが考えられる。いずれの作業においても、従来の公法学が前提としてきた国家像や国際法関係、さらにはその下で理論的に構築されてきた諸概念を、国際金融法における現状と突き合わせて再構築する必要性が高いことが改めて明らかになった。

(2) 証券市場に対する規制に関しては、私法学との対話が不可欠となる。証券市場に対する規制手法として従来公法学が目指してきたのは、規制執行の局面における取引所等の自主規制であった。また、21世紀に入る前後から進行してきた国際会計基準への各国会計基準の平準化の動きに対応して、会計基準策定組織のガバナンスのあり方を問題にする見解も見られた。しかし国際証券市場規制においてはさらに、格付機関に対する規制のあり方や、証券取引契約をめぐる紛争への対応についても視野に入れる必要がある。前者との関係では、製品やサービス等の規格への適合性を評価する適合性評価に見られる国際的なプライベートガバナンスのしくみを分析することにより、格付機関に対する規制の将来的な方向性の手がかりを模索した。また後者との関係では、政策実現過程のグローバル化と抵触法的な解決との調整を図る必要があり、そのための素材を国際消費者法

に求める作業を開始した。

(3) 保険市場に対する規制に関しては、社会保障法学との接点を重視すべきである。一定の保険事故に対する保障の方法として、社会保険が採用されるか民間保険が採用されるかは、各国によって異なっている。日本は比較法的には極めて広範な領域を社会保険がカバーしている。この点に関する政策決定は各国の判断に任されているものの、環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の締結交渉における議論に見られるように、経済の自由化圧力が他国から加えられることにより、その領域が変化する可能性は否定できない。このような自由貿易体制の推進という政策的方向性は同時に、社会保障を国際的な平面でどのように実現すべきなのかという問題をも惹起している(例:二国間の社会保険協定)。そしてこの問題を考えるに当たって、民間保険と社会保険のミックスという手段は、政策実現に関する一つの選択肢となりうる。そこで、国際社会保障法をめぐる議論動向を整理するとともに、グローバル化に対応する社会保障制度と国際金融市場規制との接点を模索する作業にも着手した。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計10件)

原田大樹, 本質性理論の終焉?, 新世代法政策学研究, 査読無, 11号, 2011, 259-282頁

Hiroki Harada, Special Economic Zones as a Governance Tool for Policy Coordination and Innovation, J.Japan.L., 査読有, 31号, 2011, 205-221頁

原田大樹, 集団的消費者利益の実現と行政法の役割, 現代消費者法, 査読無, 12号, 2011, 17-29頁

原田大樹, TPP時代の行政法学, ジュリスト, 査読無, 1443号, 2012, 54-60頁

原田大樹, 適合性評価の消費者保護機能, NBL, 査読無, 985号, 2012, 80-89頁

原田大樹, 政策実現過程のグローバル化と国民国家の将来, 公法研究, 査読無, 74号, 2012, 87-99頁

原田大樹, 多元的システムにおける正統性概念, 行政法研究, 査読無, 1号, 2012, 49-81頁

原田大樹, 政策実現過程のグローバル化と公法理論, 新世代法政策学研究, 査読無, 18号, 2012年, 241-266頁

原田大樹, 国際的行政法の発展可能性, 自治研究, 査読無, 88巻12号, 2012, 80-100頁

原田大樹, 震災復興の法技術としての復興特区, 社会科学研究, 査読有, 64巻1号, 2012年, 174-191頁

〔学会発表〕(計5件)

Hiroki Harada, Die Zukunft der Stromregulierung in Japan, Internationales Thyssen-Symposium, 2011年9月16日, 国立台湾大学(台湾)

原田大樹, 政策実現過程のグローバル化と国民国家の将来, 第74回日本公法学会, 2011年10月9日, 名城大学(名古屋)

原田大樹, 集团的消費者利益の実現と行政法の役割, 第4回日本消費者法学会, 2011年11月5日, 京都大学(京都)

原田大樹, 財政民主主義へのメタ・コントロールとその限界, 第10回東アジア行政法学会, 2012年6月10日, 韓国法制研究処(ソウル)

原田大樹, 日本における原子力損害賠償の現状と課題, EUSI 東京・国際シンポジウム, 2012年12月20日, 一橋大学(東京)

〔図書〕(計1件)

原田大樹, 弘文堂, 公共制度設計の基礎理論, 2014, 380

〔産業財産権〕

なし

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.harada.law.kyoto-u.ac.jp/ernst/category/research>

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

原田 大樹 (HARADA, Hiroki)

九州大学・大学院法学研究院・准教授

研究者番号: 90404029

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし